

気をつけて！ こんなトラブル！！

もうかります…

ここにサインを…

無料です…

**いりません！
やりません！
お断りします！**

キツパリ！！

消費者契約法

消費者と事業者の間にはルールがあります。

取り消しできる契約の一例

- ・帰ってほしいと言っても帰らずに勧誘され結んでしまった契約
- ・将来確実にもうかるなどと説明を受け結んでしまった契約

無効になる契約内容の一例

- ・「一切責任は負いません」など消費者の利益を一方的に害する内容
- ・キャンセル料のうち、実際の損害を上回る部分

被害にあわないための鉄則

- ◎ 本当に必要かよく考える
- ◎ うまい話を信用しない
- ◎ 断るときは、はっきりと
- ◎ 迷ったときは、早めに相談
- ◎ 契約内容は、よく確かめて
- ◎ 署名や押印は慎重に

悪質サイトへの登録

音楽をダウンロードしようとアクセスすると出会い系サイトに登録されてしまった。途中で読み飛ばしてしまい、規約にも気付かず、出会い系サイトへの登録とは思わずに同意画面で「同意する。」を選択してしまった。

はて？登録？…

音楽をダウンロードするつもりだったのに

- 登録画面や請求メールは、不安をあおる内容になっていますが、契約条件等を明示した再確認画面がない限り登録したことにはなりません。個人情報を提供しないよう連絡はせずに無視して下さい。
- 脅しのメールには受診拒否かアドレス変更で対応しましょう。

マルチ商法・ネットワークビジネス

友人から健康食品を勧められている。友人を紹介するだけで多額の手数料が入り、高額な商品代金もすぐに取り戻す事ができる。良い商品だから絶対売れるということであるが…

ぜったいに売れるから、大丈夫！



- 簡単にもうかるという話には注意しましょう。
- 実際、素人が高額な商品を販売するのは難しく、商品の在庫や多額の借金が残ることに…
- マルチ商法は、クーリング・オフ(契約から20日間)ができます。また20日間を過ぎていても中途解約できる制度がありますので、消費生活センターや市町村窓口で相談しましょう。

未公開株への投資

突然知らない投資会社から、近々上場予定の株式購入の電話勧誘を受け、絶対もうかると言われた。もし、本当なら魅力的な話だが…

絶対もうかります！

確かに良さそうな銘柄だけど、信用しても大丈夫？

- 未公開株の取引は、登録された証券会社等に限られており、簡単には譲渡できず、上場されなければ資産価値もありません。そううまい話は転がっているはずがないとキッパリ拒否してください。
- 他にも、貴金属の証拠金取引や先物取引など、知識のない一般の消費者が契約するには、リスクの高い取引もありますので注意が必要です。

資格商法

「簡単に資格が取れ月20万円の収入になる。独立開業もでき、仕事も紹介する」と熱心に電話勧誘された。「仕事になるなら」と契約してしまったが、送られてきた教材を見ると、とても難しく聞いていた話と全然違う…

この教材なら簡単に〇〇資格がとれます！仕事も紹介するので独立開業も可能

- 初心者が簡単に収入を得られることは、なかなかありません。高額な教材の販売が目的でしょう。
- 「合格しなければ再受講が必要。」「自動的に次のコースに進む」などと、二次被害にあうケースも。
- 電話勧誘ならクーリング・オフ(契約から8日間)ができます。

SF(催眠)商法

安売りのチラシにひかれて、広場にできた臨時の会場に行ってみた。日用品をもらい、いろいろな説明を聞かされているうちに気がついたら50万円の羽毛布団を買ってしまった。

キャンペーン実施中！本日の超目玉高級羽毛ふとん！この機会にぜひ

本日の超目玉商品！

- SF(催眠)商法は、クーリング・オフ(契約から8日間)ができます。
- 無料の物だけもらい、格安商品だけ買うつもりでも、雰囲気や飲まれて、結局高い買い物をする…。安易に会場に行かないようにしましょう。

訪問販売での過量販売のトラブル

訪問販売で断り切れず、通常の生活に必要な量を超える契約をした場合は、契約から1年間その契約を解除できます。

過量販売の状況	解除できる契約
一回の契約で過量	契約全部
複数回契約で過量	過量となった以降の契約
複数業者で過量	過量を知りつつ結んだ契約

点検商法

屋根の瓦がずれているので、台風のとくに危ないと指摘を受けた。点検だけでもしておいた方がいいと勧められたのでお願いしたら、結局高額な工事を契約させられた。

地震・台風が来たら大変ですよ!!



- 点検商法はクーリング・オフ(契約から8日間)ができます。工事が済んでしまった場合や契約から8日間を過ぎていても可能な場合がありますので消費生活センターや市町村窓口で相談しましょう。
- 点検の結果、不安をあおり、契約を急がせるような説明をする業者は特に注意が必要です。

太陽光発電やオール電化工事等の契約トラブル

月々の支払額も重要ですが、ローンを組む際には総額でいくら払うのか、納得して契約する必要があります。工事の見積りをいくつか比較して業者を決めるなど、事前の情報収集が大切です。

クーリング・オフって知っている？

クーリング・オフとは

訪問販売などで、消費者が契約や申込みをしてしまった場合でも、一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間

訪問販売(自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法等)	8日
電話勧誘販売	8日
特定継続的役務提供(エステ、学習塾、パソコン教室、語学教室、家庭教師派遣、結婚相手紹介サービス)	8日
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日
業務提供誘引販売(モニター商法など)	20日
●他の法律でクーリング・オフが認められている場合があります。	

クーリング・オフができない場合

価格が3,000円未満のものを現金で買った場合
健康食品、化粧品、置き薬など消耗品の一部を使用した場合(布団、学習教材、下着などは消耗品ではありません)
自動車の購入(リース契約を含む)・葬儀 など

クーリング・オフは書面で！！

クーリング・オフ期間内に、必ず書面(はがきや内容証明郵便)で出しましょう。(8日目、20日目の消印有効)

- はがきの場合、表裏をコピーして、特定記録郵便か簡易書留で出し、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。
- クレジット利用の場合は、必ずクレジット会社にも出しましょう。

【期間を過ぎても、あきらめずに消費生活センターや市町村相談窓口へ】

●申込日 年 月 日

●販売店名

●商品名

購入金額 円

●販売担当者名

上記日付の申込みは撤回(または契約を解除)します。

なお、既払額 円を

返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

(住所)

(氏名)

あなたが狙われている。ご注意ください。

悪質業者の折り込みチラシによる勧誘でトラブルが続出しています!!

事例 1 : 「新聞の折り込み広告を見て、電話で農作業の手伝いや家屋修理などを依頼し、作業をしてもらったが、料金が法外である。」

事例 2 : 「料金の見積りを頼んだだけで、いきなり自宅に来て作業を開始した。」

事例 3 : 「料金が高いので断ると、高額なキャンセル料を請求された。」

こういった相談が、市や県の消費相談窓口寄せられています。ちょっとした作業等であっても、安易に依頼するのは、やめましょう。

アドバイス

悪質な業者は、電話するだけでも言葉巧みに近づいてきます。業者に電話をする前に、まず身近な方や相談窓口へ、相談してみることをお勧めします。作業を依頼する場合は、相手が誰でも、

- ① まず「見積り料金が必要か、必要ならいくらかを確認」し、
- ② 続いて「作業料金を確認」し、
- ③ それが「適正な料金かどうかを判断」した上で、
- ④ 契約（作業を依頼）する、という手順を必ず踏むようにしてください。

料金が高いと思った時・見積額を言わない時はきっぱり断り、頼んでいないのに作業する人が来た場合も、はっきりと断りましょう。

もし脅されるようなことがあった場合は、田辺警察署(Tel: 0739-23-0110)へ通報してください。

キリトリ(クーリングオフ用のハガキ・書き方は裏面)

郵便はがき

切
手



(販売会社住所)

(販売会社名)

(代表者名)

キリトリ

一人で悩まないで相談しましょう。

消費生活でのご相談・お問い合わせは、市役所消費生活相談窓口や県消費生活センターへ（相談は無料です）

田辺市の相談窓口（市役所自治振興課）

Tel 0739-26-9911

開設時間：土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

県の相談窓口

・和歌山県消費生活センター紀南支所（田辺市）

Tel 0739-24-0999

開設時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時

・和歌山県消費生活センター（和歌山市）

Tel 073-433-1551

開設時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時

・土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

開設時間：午前10時～午後4時

消費者ホットライン

Tel 0570-064-370（全国共通ナビダイヤル）

各種情報（ホームページ）

・消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>

・国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

・和歌山県消費生活センター <http://www.wcac.jp/>